

オ 足立区障がい者ケアマネジメント評価会議

(ア) 相談支援のモニタリング結果の検証

足立区の相談支援「相談支援の質の向上の取り組み」
について 評価結果・概要版（案）

…スライド 1 ～ 27

(イ) 地域生活支援拠点等の検証

足立区地域生活支援拠点等の検証シート（抜粋）案

…全 7 ページ

(ウ) 日中サービス支援型共同生活援助事業の報告・
評価

実施状況報告書（抜粋）及び評価シート（案）

①社会福祉法人つくしの郷

ハーモニー竹の塚第 3 …全 9 ページ

②株式会社アニスピホールディングス

ビーハック日中支援型障がい者グループホーム足立六町

…全 10 ページ

(ア) 相談支援のモニタリング結果の検証

足立区の相談支援

「相談支援の質の向上 の取り組み」について

第2回 令和6年9月25日

第4回 令和7年1月29日

評価結果・概要版（案）

はじめに

相談支援の質の向上における
「足立区障がい者ケアマネジメント評価会議」の役割

- 1 令和5年度取り組みと
「取り組みの全体像と展望 “イメージ”」
- 2 2つの推進役割
- 3 令和6年度の進め方・大切にしたいこと

1 令和5年度の取り組みと「取り組みの全体像と展望 “イメージ”」

令和5年度 第3回 足立区障がい者ケアマネジメント評価会議 令和6年1月31日

足立区における相談支援のモニタリング結果の検証について

～ 相談支援専門員の資質向上（人材育成）と相談支援体制の整備・強化の取り組みについて～

1 ケアマネジメント評価会議委員（以下「委員」）から見た相談支援

（1）相談支援専門員・相談支援事業所への期待と現状

- ① 期待⇒「計画を立てるだけ」ではない
事業所探しをしてくれる、緊急事態が発生した時も頼りになる
- ② 現状⇒ 十分な事業所がある一方で、緊急事態等頼りにできない事業所もある
「計画を立てるだけ」と言われる

（2）相談支援を取り巻く状況

- ① 相談支援専門員の人数が不足し、また事業所の偏在により、利用できない地域がある
- ② 相談支援専門員の相互の学びや育ちについて工夫の余地があるのではないか

2 モニタリング結果の検証について

（1）“評価表”“アドバイスシート”による検証を試行した主任相談支援専門員（以下、「主任」）の感想

- ① 点数付けや、受け取る側を意識した文章の作成が難しく、かなりの時間を要した
- ② 「モニタリング結果の検証で全てがうまくいく」というものでもないが、人材育成には効果があると感じられた
- ③ 指導ではなく互いに質の向上を目指していく機会だと捉えている
- ④ 点数化する評価ではなく、相談員自身の気づきの参考としてもらえる内容にしたい

（2）委員からの意見

- ① 評価はあったほうが良いと思う
- ② できているところとそうでないところを気付かせてもらえる場があると専門員としての成長につながる。
- ③ 相談支援の質の担保、「相談支援の土台」が出来ていくように感じた
- ④ 初任者研修受講後から現任研修までは作成した利用計画等について公式にSVを受ける機会がないため、この取り組みを通して主任と繋がる機会があるといい
- ⑤ “評価表”によりチェックの視点を示すことで、より良いサービスにつながっていくのであれば良いと思う
- ⑥ “評価表”等を一つのツールとして上手く活用することが大切。検証することだけではなく育成につなげていく。

（3）「検証」の対象・ターゲットについて

- ① 全件実施するのか？抽出する場合の選定方法はどうか
- ② 事業所自ら出す場合は、自信が十分あるものや極めて困難なケースでは意味がない、自己評価、40～70%のものではどうか
- ③ “ネットワーク”に参加しにくい小規模事業所にアプローチしてはどうか

3 今後の進め方について

- ① “検証”は、サポート型なかかわりを重視する（行政による「指導」「点検」とは違う）
- ② 指標の“6つの視点”による評価軸をセルフチェックの意味も含め各事業所に伝えていく
- ③ “6つの視点”を柱に、ケアマネジメント評価会議、自立支援協議会（相談支援部会）、相談支援事業所ネットワーク等において継続した取り組みを考えていく

評価会議での主な意見

相談支援の質にバラつきがある

小規模の事業所等の情報取得やネットワークづくり、人材育成の課題の解消が必要

点数・評価より成長や気づきへの支援

共通の視点・指標は大切
学び合いやセルフチェックのツールとして活用

主任によるSVを通した育成、繋がりやネットワークによる知識や技能の取得によって、より良い相談やサービスになっていく

足立区では相談支援1000件/月以上事業所31箇所どこにフォーカスを当て取り組むかを整理

モニタリング結果の「検証・点検」という名称を変えていくことを検討

各会議体やネットワーク基幹や主任でできる取り組みを再構築（セルフチェック、相互チェック、個別SV・GSV・・・）

取り組みの全体像と展望 “イメージ”

ケアマネジメント評価会議

地域の視点で実践を評価、方向性を確認

- ① 相談支援の質の向上の取り組みの進捗確認
- ② “モニタリング結果の検証”の振り返り
- ③ 相談の実践に基づく地域課題の抽出

自立支援協議会 本会議

自立支援協議会相談支援部会

主任を含む部会員による協議と作業（ワーキング）

- ① 相談支援専門員の資質向上、人材育成の仕組みづくり
- ② 情報の集積と発信
- ③ 相談支援の指針や指標の策定
- ④ “モニタリング結果の検証”の効果的な方法、スキームの検討

公開SV 事例レビュー

相談支援事業所ネットワーク

相互の気づきと学びの場

- ① 情報共有
- ② 研修・講座
- ③ GSV
- ④ 事例検討
- ⑤ 完成した指標等の普及⇒セルフチェック

主任と基幹相談による 事業所訪問

個々の事業所へのアプローチ

- ① 悩み事相談
- ② 主任によるSV
- ③ ケース相談
- ④ 計画作成に関する相談

2 2つの推進役割

推進 1 支援の検討・検証の場の設置・運営 推進 2 事業所の訪問等による個別の支援

新たに明記された基幹相談支援センターの地域の中核としての機能①

基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制強化の取組

厚労省
令和5年度相談支援従事者指導者
養成研修会より

法律への明記（障害者総合支援法77条の2第1項第3号）

「地域における相談支援・障害児相談支援に従事する者に対し、一般相談支援事業・特定相談支援事業・障害児相談支援事業に関する運営について、相談に応じ、必要な助言、指導その他の援助を行う業務」

地域の相談支援従事者に対する助言等の支援

○地域の相談支援従事者に対する助言等の支援

- 支援者支援
- 事業所支援
- 支援（業務）の検討・検証



支援の質の均てん化、向上

「助言・指導」の価値観の問い直し
水平性の追求・支援者も本人主体

相談支援の質と中立公正性の地域での担保

【協働の基盤】関係性の構築
①共通の知識と認識（理解）のもと
②共に考える

- ① 支援の検討・検証の場の設置・運営
- ② 事業所の訪問等による事業所・相談支援専門員個別への支援

OJTが基本

スーパービジョンの重視

自治体・地域との協働

主任相談支援専門員養成研修+α

「相談支援の手引き（仮称）」
「地域でのOJT実施マニュアル（仮称）」
「相談支援従事者養成研修の実習実施（受入）マニュアル（仮称）」

自治体・基幹相談支援センターに発出するとともに活用法も丁寧に伝達することを検討中

【現時点で参考となるもの】

- ① 令和3-4年度厚生労働科学研究「障害分野の研修及び実地教育（OJT）の効果の検証及び効果的な実施のための要因解明のための研究」
- ② 令和2年度厚生労働科学研究特別研究「相談支援専門員に対する実地教育に従事する者のコンピテンシーの検証」
- ③ 令和元年度厚生労働省委託事業「基幹相談支援センター等における市町村によるモニタリング結果の検証手法等に関する手引」

※「令和5年度 厚生労働科学研究費補助金 障害者政策総合研究事業 研修と実地教育（OJT）が有機的に連動した相談支援専門員養成体制の構築手法の確立のための研究」R6年3月

3 令和6年度の進め方・大切にしたいこと

「強み・よいところの発見」や「認める」というかたちの
“検証”“評価”により好循環を作る

利用者

相談支援専門員

コアメンバー・コアチーム

地域 足立区障がい者ケアマネジメント評価会議

I 令和6年度からの 足立区の相談体制

- 1 2つの基幹**
- 2 コアメンバー・コアチームについて**
- 3 相談支援事業の種類と業務内容等**
- 4 ケアマネジメント評価会議における評価**

1 2つの基幹 基幹相談・権利擁護係の設置

足立区の基幹相談支援センター

足立区は2カ所の基幹相談支援センター

NEW R6年4月～ 4名の係

障がい援護課 基幹相談・権利擁護係

障がい福祉センターあしすと 自立生活支援室

平成24年から担ってきた
基幹相談支援センターの機能の一部を移し、
一部を継続。

**障がい者等への相談支援等
(個別支援)**

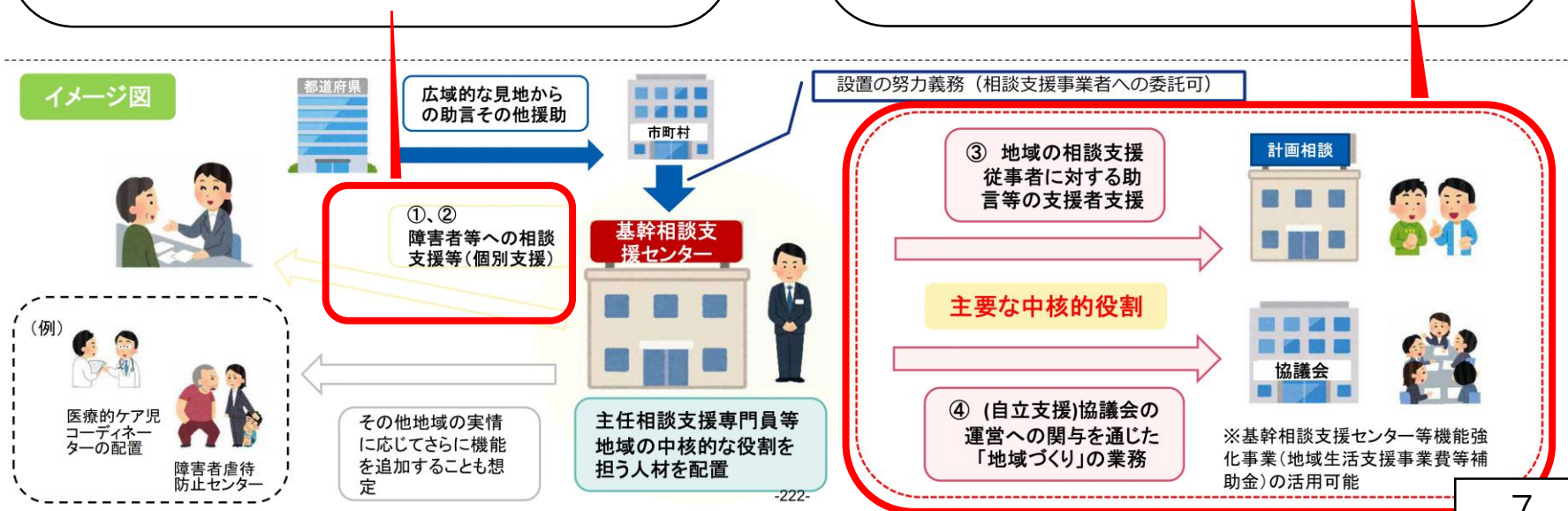
継続

**地域の相談支援の支援
協議会を通じた「地域づくり」**

強化

他に・・・ 地域生活支援拠点等の連絡調整
障がい者の地域移行支援
障がい者(児)の権利擁護、差別解消
成年後見制度等利用促進
障がい者の養護者による虐待防止

イメージ図



1 2つの基幹 基幹相談・権利擁護係リーフレット

”基幹相談・権利擁護係“は、障がいのある方・ご家族・支援者・関係機関・地域の方等広く区民のみなさまにご活用いただける相談機関です
みなさまの “知りたい” “相談したい” に寄り添い ともに考え障がいのある方がくらしやすい地域づくりをめざします

(1) 障害者総合支援法による基幹相談支援センター

“地域の相談支援の支援”

相談支援事業所ネットワーク、事業所訪問、従事者研修等

(2) 関係機関及び団体との連絡調整

(3) 足立区地域自立支援協議会

“協議会等を通じた「地域づくり」”

自立支援協議会

ケアマネジメント評価会議（相談体制や地域生活支援拠点等の検証、

日中サービス支援型共同生活援助の評価を実施）

各種ネットワーク、関係機関からの相談

(4) 区内における地域生活支援拠点等の連絡調整

(5) 障がい者の地域移行支援

“地域生活支援拠点等の面的整備の全体調整”

①相談 ②緊急時の受け入れ・対応 ③体験の機会

④専門的人材の確保・養成 ⑤地域の体制づくり

重度化・高齢化への対応、地域移行の促進と地域生活の継続

(6) 障がい者(児)の権利擁護・差別解消等と成年後見制度

(7) 障がい者の養護者による虐待防止

“虐待防止、差別解消と成年後見制度と権利擁護支援の推進”

権利擁護相談、差別解消と合理的配慮に関する障がい者・事業者の相談

成年後見制度（区長申立、助成等の運用）、養護者の支援と虐待防止の対応

～詳しいご案内等～

相談支援の情報を知りたい・区内相談支援事業所と繋がりたい
（相談支援事業者向け）

関連資料

・足立区相談支援事業所ネットワークおしらせ

地域自立支援協議会・ケアマネジメント評価会議・ネットワー
ク等を知りたい・地域づくりについて相談したい

関連資料

・足立区地域自立支援協議会の目的・機能
・足立区の協議会・ネットワーク
・令和6年度からの足立区の相談体制及び自立支援
協議会の運営



日中サービス支援型共同生活援助の報告評価について知りたい

関連資料

・足立区日中サービス支援型共同生活援助事業に
おける「地方公共団体が設置する協議会等への
報告・評価」について



地域生活支援拠点等について知りたい・相談したい

関連資料

・地域生活支援拠点等について



障がい者の差別解消や合理的配慮について知りたい・相談した
い（障がいのある方・事業者・支援者等）

関連資料

・障がいのある人への合理的配慮を行いましょ
う
・障がいを理由とする差別をなくし合理的配慮を
提供しましょ



成年後見事業や報酬助成について知りたい・相談したい

関連資料

・大切な人を守る 成年後見制度 あなたを守る
・足立区成年後見制度利用助成事業（障がい者用）



虐待防止について知りたい、虐待について相談・通報したい

関連資料

・障がい者を虐待から守りましょ！



1 2つの基幹 基幹相談・権利擁護係リーフレット

足立区の基本計画への位置づけ・課や係の目標

【基本計画に基づく施策名】

「障がい者などが必要なときに必要な支援を受けられる体制の充実」

【課の目標】

障がい福祉サービス等の相談に対し、適切かつ速やかに対応することで障がい者の安心、安全な暮らしを支えるとともに、関係機関と連携し、障がい者の権利擁護を促進する。

【係の目標】

- 1 基幹相談支援センター・自立支援協議会等の活動を通じて、障がい者等のニーズを把握し、ネットワークの力を集積し、課題解決に取り組む。
- 2 業務遂行に必要な問題解決、コミュニケーション、説明の力を高めるとともに、ソーシャルワークの技術や視点をいかし事業実施にあたる。
- 3 障がい者の権利の促進という係の職責を自覚し、高い人権感覚を持ち、対利用者・関係者、職員間、いずれにおいても相互尊重の対話を行う。

【組織沿革】

令和6年4月 福祉部内の組織再編により、障がい援護課の創設に合わせ、障がい福祉センター及び障がい福祉課の3つの係の事務の統合により事業を開始する。

【人員 令和6年度】

係長1名 職員3名

※ 職種等 福祉2

(相談支援専門員・社会福祉士・精神保健福祉士)、事務2

障がい援護課

基幹相談・権利擁護係

基幹相談支援センター / 自立支援協議会

地域生活支援拠点等 / 権利擁護・差別解消・虐待防止

“知りたい” “相談したい”
に寄り合い、共に考える

障がいのある方がくらしやすい
地域づくりをめざす

〒120-8510 東京都中央本町 1-17-1 足立区役所北館 1階

TEL 03-3880-0708 FAX 03-3880-5754

mail s-engu@city.adachi.tokyo.jp



2 コアメンバー・コアチームについて

コアメンバーとコアチーム

- 1 主任相談支援専門員や中核的な事業所
（指定管理や地域生活支援拠点等の面的整備の担い手）を、
コアメンバー（コア事業所）と位置づける
- 2 「地域の体制づくり」や「相談支援の質の向上」を 連携・協力、
基幹相談支援センター障がい援護課・あしすと）とともに
コアチームとして一連の取り組みを展開していく。
- 3 相談支援事業所ネットワークの企画運営、
事業所訪問、相談支援事業所支援、
相談支援従事者研修の地域実習等も協力して行う。

2 コアメンバー・コアチームについて

足立区における相談支援体制の現状

令和6年度～

<第3層>

c. 地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発など

- 総合的・専門的な相談の実施
- 地域の相談支援体制強化の取組
- 地域の相談支援事業者への専門的な指導助言、人材育成
- 地域の相談機関との連携強化
- 地域移行・地域定着の促進の取組
- 権利擁護・虐待の防止

基幹相談支援センター

障がい援護課基幹相談・権利擁護係

足立区地域自立支援協議会

足立区障がい者ケアマネジメント評価会議

障がい者虐待防止

障がい福祉課虐待防止・事業者指導担当
中央本町地域・保健総合支援課

コアメンバー

指定管理

足立区精神障がい者自立支援センター
ふれんどりい

主な担い手⇒基幹相談支援センター、地域(自立支援)協議会

<第2層>

b. 一般的な相談支援

- 福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等)
- 社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導)
- 社会生活力を高めるための支援
- ピアカウンセリング
- 権利擁護のために必要な援助
- 専門機関の紹介

コアチーム

主任相談支援専門員を
配置する相談支援事業所等
うめだ・あけぼの学園
あだちの里相談支援センター
成仁相談支援事業所
相談室とまりぎ
あしたば相談支援センター

主な担い手⇒市町村相談支援事業

地域生活支援拠点等
相談支援事業所

障がい福祉センター自立生活支援室
あだちの里相談支援センター
あいのわ相談センター

<第1層>

a. 基本相談支援を基盤とした計画相談支援

- 基本相談支援
- 計画相談支援
 - ・ サービス利用支援
 - ・ 継続サービス利用支援

地域相談支援事業
地域移行・地域定着

その他の特定相談支援事業所
(計画相談)

主な担い手⇒指定特定相談支援事業

機能強化型
相談支援事業

3 相談支援事業の種類と業務内容等

相談支援事業名等	配置される人員	業務内容	実施状況等 (相談支援事業実態調査)	足立区
基幹相談支援センター	定めなし 《地活要綱例示》 主任相談支援専門員 相談支援専門員 社会福祉士 精神保健福祉士 保健師 等	● 総合的・専門的な相談の実施 (基幹相談支援センター機能強化事業) ● 地域の相談支援体制強化の取組 ・地域の相談事業者への専門的な助言等 ・人材育成 ・地域の相談機関との連携強化 ・事例の検証 ● 地域移行・地域定着の促進の取組 ※権利擁護・虐待防止(虐待防止センターの受託)	■ 1,741市町村中 778市町村 (R2.4) 45% 873市町村 (R3.4) 50% 928市町村 (R4.4) 53% ※箇所数は1,156ヶ所(R4.4) 改定 ・地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援 ・自立支援協議会の運営への関与を通じた「地域づくり」の業務	直営 2か所 ・障がい福祉センター自立生活支援室 ・障がい援護課 基幹相談・権利擁護係
障害者相談支援事業 実施主体：市町村 →指定特定相談支援事業者、指定一般相談支援事業者への委託可	定めなし	● 福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等) ● 社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導) ● 社会生活力を高めるための支援 ● ピアカウンセリング ● 権利擁護のために必要な援助 ● 専門機関の紹介 等	■ 全部又は一部を委託 1,575市町村 (91%) ■ 単独市町村で実施 1,046市町村 (60%) ※R4.4時点 ※全市町村が実施 (地域生活支援事業必須事業)	障がい援護課各障がい援護係、各保健センター、障がい福祉センター等
指定特定相談支援事業所 指定障害児相談支援事業所	専従の相談支援専門員 (業務に支障なければ兼務可)、管理者	● 基本相談支援 ● 計画相談支援等 ・サービス利用支援、 ・継続サービス利用支援 ※機能強化型報酬を算定する場合は24時間対応及び困難事例への対応等を行う場合あり	■ 10,563ヶ所 (R2.4) 23,729人 11,050ヶ所 (R3.4) 25,067人 11,472ヶ所 (R4.4) 26,028人 ※障害者相談支援事業受託事業所数 2,152ヶ所 (19%)	指定特定：32か所 指定障害児：18か所 相談支援専門員数：80人 (R6.7現在) R6主任相談支援専門員：5人
指定一般相談支援事業所	専従の指定地域移行支援従事者(兼務可)、うち1以上は相談支援専門員、管理者	● 基本相談支援 ● 地域相談支援等 ・地域移行支援 ・地域定着支援	■ 3,551ヶ所 (R2.4) 3,543ヶ所 (R3.4) 3,671ヶ所 (R4.4)	指定一般：5か所 あしすと自立、あだちの里 成仁、あしたば、フリーデザイン

4 令和6年度からの相談体制・2つの基幹と 「コアメンバー・コアチーム」の評価

第2回（9/25）と第4回（1/31）にて
評価を実施

- （1） 「基幹相談・権利擁護係」の設置について
- （2） 相談支援事業所ネットワーク
- （3） 相談支援従事者研修の地域実習
- （4） その他全体の課題

(1)「基幹相談・権利擁護係」の設置について

第2回評価結果
(R6.9月時点)

評価（意見交換）

R6年度のここまでの取り組みについて、ご質問・ご意見・アイディア等

評価できること

- 1 現場と給付を行う側の役割・立場がより近くなった。
- 2 役割が明確化され、スピード感を持った対応が可能になった。
- 3 養護者による虐待と事業所による虐待を係を分けて対応しており、異なる特性に応じた対応が可能になった。

意見・課題

- 1 基幹が基幹相談・権利擁護係とあしすとの2か所となったことで、連携が十分に取れるのか。
- 2 相談内容にどちらの窓口相談すべきか迷う可能性がある。
- 3 行政が積極的に取り組んでいるものの、一般の人々に十分に理解されず、利用促進が課題。
- 4 現状では、基幹相談支援センター（あしすと）が総合相談を担っているが、区の障がいのある方の人口を考えると対応に限界があるのでは？

(1)「基幹相談・権利擁護係」の設置について

第4回評価結果
(R7.1月時点)

評価（意見交換）

前回評価以降の取り組みについて、ご質問・ご意見・アイデア等

評価できること

- 1 相談支援専門員単独では、権利擁護・虐待・家族全体の複合課題等、福祉サービス以外の生活全般への対応が難しい。
基幹相談・権利擁護係と連携することで課題が見えやすくなり、解決に向けた道筋が立てられた。

意見・課題

- 1 利用者にとって、基幹相談・権利擁護係や各障がい援護係は、日常的な関わりが少ない。
相談支援事業所とどのような場面で連携が行われ、一緒に動いているのかを周知していけると良い。

(2) 相談支援事業所ネットワークについて

評価（意見交換）

R6年度のここまでの取り組みについて、ご質問・ご意見・アイデア等

評価できること

- 1 相談員同士が情報交換できる場が設けられている。
- 2 安心して相談支援専門員が話せる場を確保することで、相談員同士のつながりが強化され、勇気づけにもつながっている。
- 3 行政と現場が官民共同でしっかりとネットワークを構築している。
- 4 現場の声が行政に届き、共に課題を考える仕組みができている。

意見・課題

- 1 初心者の相談員が参加するイメージがある。
⇒ ベテランや経験豊富な相談員にとっても学びのある内容にすることで、さらに質の高いネットワークが構築できるのではないかな。
- 2 小規模事業所では、多忙でネットワークに参加する時間を確保できない場合がある。
⇒ 現場での課題や困りごとを共有する場として、事業所訪問など、事業所の負担の少ない形での機会提供が求められている。

(2) 相談支援事業所ネットワークについて

第4回評価結果
(R7.1月時点)

評価（意見交換）

前回評価以降の取り組みについて、ご質問・ご意見・アイデア等

評価できること

- 1 相談支援専門員が情報交換できる場(井戸端会議)があることで、支援者間のつながりづくりや、悩んでいる相談支援専門員の応援ができる。
- 2 実施報告や実施計画のアナウンスがあり、未参加の事業所にもイメージを共有できている。
- 3 ベテランの相談支援専門員も、原点に立ち返ることができる場である。
- 4 福祉と教育の連携をテーマに企画を進め、学校見学の機会を設けることができた。切れ目のない相談支援の構築を目指し取り組んでいける。

意見・課題

- 1 小規模の事業所は時間の確保が難しく、参加できる事業所が限定されている。
- 2 事業所訪問や、Web参加の導入等、参加につながる工夫が求められる。
- 3 経験年数や、担当する障がい種別等に差があり、相談支援専門員のすべてが満足できる内容を提供することは難しい。

(3) 相談支援従事者研修の地域実習

第2回評価結果
(R6.9月時点)

評価（意見交換）

R6年度のここまでの取り組みについて、ご質問・ご意見・アイデア等

評価できること

- 1 都の地域実習の仕組みを足立区独自の方法でカスタマイズしている。

意見・課題

- 1 現任研修だけでなく、初任研修でも説明会や地域実習の取り組み方の工夫ができるとよい。

(3) 相談支援従事者研修の地域実習

第4回評価結果
(R7.1月時点)

評価（意見交換）

前回評価以降の取り組みについて、ご質問・ご意見・アイデア等

評価できること

- 1 オブザーバが入ることで心理的安全性が高まり、対話がしやすくなった。
- 2 スーパービジョン後に話す時間を作ることで、さらに気づきが得られた。
- 3 地域実習は主任相談支援専門員や基幹相談支援センターの職員等が、地域の現状を理解し、アセスメントする重要な場となっており、スキルアップにもつながる。

意見・課題

- 1 1回の研修で全てを伝えることは難しく、成果物に反映されるのはごく一部である。
⇒ 研修後のフォローとして、成果物の確認や地域実習後の検証等を行い、適切な学びの機会を継続して提供できるとよい。
- 2 実習には多くの時間と労力を要し、受け入れ側の負担が大きい。受講者に対応できるマンパワーの確保が課題である。対応の効率化も検討する必要がある。

(4) その他全体の課題

評価（意見交換）

R6年度のここまでの取り組みについて、ご質問・ご意見・アイデア等

意見・課題

- 1 ニーズに対して相談支援事業所と相談支援専門員が不足している。
- 2 足立区内の相談支援事業所全体のスキルアップや体制強化が難しい。
- 3 計画相談以外の一般的な相談には報酬が発生しないため、利用者が相談を遠慮してしまう状況がある。

(4) その他全体の課題

第4回評価結果
(R7.1月時点)

評価（意見交換）

前回評価以降の取り組みについて、ご質問・ご意見・アイデア等

評価できること

- 1 利用者・家族の立場としては、相談支援専門員がいることで、事業者探しやさまざまな悩み事を相談できており、とても助かっている。

意見・課題

- 1 区の人口規模に見合った形での相談支援事業所と相談支援専門員の数の確保が課題である。
- 2 障がい福祉サービス事業所では、相談支援専門員の取り組みや課題等を知る機会が少ない。交流や研修の機会があると良い。

Ⅱ 相談支援の質の向上のための取り組み

「モニタリング結果の検証に向けた 事業所訪問」事業所訪問について

- 1 令和6年度の取り組み方針
- 2 令和6年度の取り組み概要
- 3 ケアマネジメント評価会議に
おける評価

1 令和6年度の取り組み方針

事業所訪問を通して指標を作成する（具体的な素材集め）

事業所訪問の活動状況をふまえながら、相談支援部会で“モニタリング結果の検証”の効果的な方法や相談支援の指針、指標の策定を行う。

（1）活動メンバー

コアチーム

（2）目的

①主任によるSVを受ける機会の提供

②“モニタリング結果の検証”の指標づくりの素材集め

（3）活動内容

区内相談支援事業所を訪問し、以下を行う。

①悩み事相談

②主任によるSV

③ケース相談

④計画作成に関する相談

2 令和 6 年度の取り組み概要

モニタリング結果の検証の実施にむけて

(1) 足立区が行う「モニタリング結果の検証」の手法の検討のための取り組みの経過

令和 6 年度は、計 4 回の試行を行った。（別紙 2）

(2) 指針

東京都相談支援従事者研修内容に基づく
「私たちが目指す相談支援専門員の姿」Ver 8

(3) 基幹相談支援センター等実施体制

- ア 実施及び調整 障がい福祉センター自立生活支援室
- イ 結果の検証の集約 障がい援護課基幹相談・権利擁護係
- ウ 実施時の S V 主任相談員

(4) 手法

基幹相談支援センター職員と主任相談員による事業所訪問
（個別モデル） 振り返りシート（別紙 3）を使用

(5) 指標

振り返りシートに記載している「6 つの視点」

3 相談支援の質の向上のための取り組み 「モニタリング結果の検証に向けた事業所 訪問」の評価

第2回（9/25）と第4回（1/31）にて
評価を実施

評価（意見交換）

「事業所訪問」の計画について、ご質問・ご意見・アイデア等

評価できること

- 1 上から目線や評価をするのではなく、普段の悩みや困りごとを共有、一緒に考えてもらえることができる。
- 2 相談支援専門員をエンパワーメントすることで、その安心感が利用者や関係者にも波及し、より良い支援につながる。
- 3 他の関係者の目が入ることで、お互いの顔が見え、関係性を築きながら振り返りができる。
- 4 行政と民間がセットで訪問することで、言いにくいことも言いやすくなるのではないかと。
- 5 悩み相談以外にも、指標づくりやネットワーク構築の機会を生み出すなど、効果的・効率的な取り組みとなっている。
- 6 訪問することで、相談支援事業所を辞めようと考えている時に抑止力となる可能性がある。
- 7 顔の見える関係を築いていくために行政が主体的に取り組んでいることで、5年～10年後には状況が改善される可能性が期待される。

意見・課題

- 1 別の法人が訪問するため、利用者の個人情報の取り扱いには注意する必要がある。
- 2 業務が忙しいなど、事業所側が時間を取ることが難しい場合があり、協力関係を築くための工夫が必要。
- 3 深刻な困難事例を扱う際、相談員自身のメンタルヘルスを守ることが重要。相談員が悩みすぎないようにケアを行う必要がある。
- 4 訪問時に「評価されるのではないかと」という不安を感じさせないよう配慮し、誤解を生まないようにする必要がある。
- 5 相談支援事業所ネットワークもあわせて活用してさらに効果的に機能させることができるのではないかと。

評価（意見交換）

「モニタリング結果の検証に向けた事業所訪問」へのご意見・アイディア等

評価できること

- 1 既存の資料を活用することで、訪問を受ける事業所の時間的負担や労力を軽減できる。
- 2 昨年度の書面上の点検よりも、対面で実際に話を聞くことができ、より効果的である。
- 3 主任相談支援専門員や基幹相談の職員からのサポーターズなメッセージが、支援者同士の安心感を生み、良い結果につながっている。
- 4 自治体が責任を持って体制づくりを進めていくべきである。その上で、自治体だけでなく、コアメンバーや計画相談の実務者と共に体制を築こうとする姿勢は評価できる。

意見・課題

- 1 モニタリング結果の検証に対する不安を軽減する必要がある。
⇒ 相談支援事業所ネットワーク内で簡素化した振り返りシートを活用し、実際に体験する機会を設けるとよいのではないかな。
- 2 当事者の意見を反映させることも重要である。
- 3 モニタリングが設定された時期（3ヶ月後、6ヶ月後）がきても訪問がないケースがある。チェック体制の強化が必要ではないかな。
- 4 サービス等利用計画の提出先が障がい種別により衛生部と福祉部に分かれている。チェック体制も異なるため、今後の検討が必要ではないかな。

(イ) 地域生活支援拠点等の検証

【足立区障がい者ケアマネジメント評価会議評価表】

足立区地域生活支援拠点等の検証シート(抜粋)案

区分Ⅰ：地域生活における安心の確保に関する機能

(a)【要支援者の事前把握及び体制】

緊急対応など支援が必要となる障害者等（強度行動障害者や医療的ケアが必要な重症心身障害者、潜在的な要支援者等）の事前把握・登録・名簿管理、関係機関との情報共有

目指している姿・目標 基幹的な役割を持つ事業所（拠点等）において、情報集約や共通化を図る仕組みを構築する

目標

課題

緊急対応の事前準備が必要と思われる対象者についてどのように調査・把握していくか

重点課題④ 拠点整備に必要な情報検討 ⇒ 相談者情報の把握

令和5年度実施内容

(1) 事前把握ができていないケース

ア 障害支援区分4以上 年齢を広げた支給決定状況調査

イ 各相談支援事業所への周知

(2) 事前把握が困難なケース

ア 支給決定されていない（サービスを利用していない）障がい者の事前把握の検討

今後に向けて

評価及び今後の改善点

1 相談支援がついているケース

① 平時から基幹相談支援センターと連携し 相談支援事業所等をバックアップ

相談支援を中心に事前準備を行うよう働きかける。相談支援等の緊急準備と緊急対応の役割について周知する。相談支援の事前の準備に課題がある場合は相談支援事業所からの相談に応じて、課題解決にあたる。相談支援ネットワークを活用（例：6月のお知らせにて通知）

2 障がい福祉サービスに繋がっていないケースへの支援

① 平時から行政機関等と連携し、相談支援 機関に繋げる。（支援に繋がっていないケース の発見）

② 緊急時に備えるための相談業務を行う。

3 成年後見制度の利用促進等

緊急対応後、親（高齢等により突然の傷病）や本人の利用契約が困難になる事例も想定される。後見制度の周知も重要。

⇒ 国のガイドブックで、「拠点コーディネーター」の役割（例示太字下線）等が示され、配置による加算等、報酬が整備された。「」内はガイドブック内の用語
足立区での役割分担を整理し、拠点コーディネーターの配置を検討していく。

- ・「拠点コーディネーター」：区に1～2名。拠点のネットワークの運営や機能の充実等の総合調整、情報連携等
- ・「連携担当者（相談）」：拠点登録の相談支援＝あだちの里相談、あいのわ、あしすと
- ・基幹相談支援センター：障がい援護課基幹相談・権利擁護係、あしと
- ・その他の相談支援事業所
- ・行政（障がい福祉課、障がい援護等）

【指摘事項等】

① 拠点コーディネーターについて、足立区では現在あしとが担っているのか。今後、他の法人の中でも拠点コーディネーターを配置していくイメージなのか。

一回答ー

あしと自立は拠点コーディネーターでなく、連携担当者（拠点に登録していて連携する者）である。

連携担当者：あしと自立、希望の苑、大谷田グループホーム、ショートステイ谷中、あいのわ相談センター、竹の塚あかしあの家

R6.6より、足立区では拠点コーディネーターを1名（あだちの里相談支援センター 芹澤施設長）配置している。今後、拠点コーディネーターの役割等、整理していく。

② 支給決定されていない方、未成年の緊急対応についてどうしていくか。

一回答ー

サービスが決定していない方への緊急対応として、希望の苑とあかしあの家で受け入れを行う緊急保護事業がある。こどもの緊急対応の相談も実務で対応しており、強度行動障がいや医療的ケアについてはこども時代から把握していく必要がある。

③ 支給決定状況調査のリストの対象者に対し、緊急対応が必要な対象者である旨の通知が必要ではないか。

一回答ー

現状のリストでは緊急対応が必要かどうかまでの把握ができていない。重度高齢化、親なき後の備えの観点から拠点等の把握を50代以上を対象としていたが、今回、年齢を引き下げて調査を実施した。1311人の把握は拠点等だけでは難しいため、どこから取り組むかを検討中。相談支援事業者と相談が進んでいない方に対し、相談を促すPRをチラシなどで準備予定。

④ 事前把握が困難なケースの対象者数と今後の対応は。

一回答ー

支給決定していないケースで、愛1・2・3度の方は、328人。事前把握をどのように行っていくか検討していく。

⑤ 成年後見制度の相談先や法人後見について

一回答ー

成年後見制度の相談先として、権利擁護センターあだち、各援護係、基幹相談・権利擁護係がある。また、相続等の相談は、区での法律相談等の機会もある。社会福祉法人や通所施設での後見は利益相反の問題があり、持続可能な成年後見制度の利用促進を国も含めて見直し中である。障害のある方が安心して利用できる成年後見制度の人材の確保や育成をどうバックアップできるかどうか引き続き検討していきたい。

【今後の改善点等】

愛の手1度、2度で支給決定がされていない方を再度区で調査を実施する。今後、対象者がこれまでサービスを全く利用していなかったのか、途中で途切れてしまったのか、現在の状況等をどのように確認していくか検討する。

(b)【相談機能】機能① 把握した緊急対応など支援が必要な障害者等からの緊急時を含む相談体制の確保	
目指している姿・目標	基幹的な役割を持つ事業所（拠点等）において、情報集約や共通化を図る仕組みを構築する
課題	緊急時の連絡先が明確になっていない どの機関が中心に調整しているかわからない 基幹相談支援センターの役割が明確になっていない 重点課題③ 相談支援事業所の役割検討
令和5年度実施内容	
(1) 相談支援事業所による緊急対応 (2) 基幹や拠点等の役割 (3) 基幹や拠点等の体制	
今後に向けて	評価及び今後の改善点
1 令和6年度の組織再編に伴い、障がい援護課と基幹相談支援センターの役割を担う基幹相談・権利擁護係を新設した。（「2つ」の基幹相談支援センター） 【基幹相談・権利擁護係】 ① 基幹相談支援センター、② 地域生活支援拠点等の全体調整、③ 自立支援協議会（拠点機能：「地域の体制づくり」）、④ 権利擁護・虐待防止と対応 地域生活支援拠点等の取り組みの上で大切な①～④の機能を1係に集約 障がい援護係とも同じ課内にて緊密な連絡が可能 衛生部精神保健係他、庁内の各セクションやネットワーク「にも包括WG」等連携を強化 【障がい福祉センターあしすと】 ① 基幹相談支援センターの個別支援の部分のみ継続 ② 拠点等においては「相談機能」を担当 2 相談支援事業所が短期入所等の調整 ① 短期入所や医療機関が見つからない場合、受入先を一緒に探す。 ② 対応方法を一緒に考え、必要に応じてバックアップを行う。 ⇒ 国のガイドブックで、「拠点コーディネーター」の役割（例示太字下線）等が示され、配置による加算等、報酬が整備された。「」内はガイドブック内の用語 足立区での役割分担を整理し、拠点コーディネーターの配置を検討していく。 ・「拠点コーディネーター」：区に1～2名。拠点のネットワークの運営や機能の充実等の総合調整、情報連携等 ・「連携担当者（相談）」：拠点登録の相談支援＝あだちの里相談、あいのわ、あしと ・基幹相談支援センター：障がい援護課基幹相談・権利擁護係、あしと ・その他の相談支援事業所 ・行政（障がい福祉課、障がい援護等）	【指摘事項等】 ① 拠点等に登録していない相談支援事業所が緊急時の対応をどこまでできるのか不安。 ② 拠点等の役割や位置付けを相談支援専門員がしっかりと把握していないのでは。今後、相談支援専門員への働きかけや意識付けが必要ではないか。 ③ 拠点等に登録していない通所の事業所が緊急対応をしている場合もある。 ー①②③回答ー 相談支援ネットワーク等を活用し、相談支援を中心に事前準備を行うよう、相談支援等の緊急準備と緊急対応の役割について周知する。相談支援の事前の準備に課題がある場合は相談支援事業所からの相談に応じて、課題解決にあたる。 実際の緊急対応では、通所の事業所等が拠点等の登録に関わらず対応しており、その部分を拠点コーディネーター等がバックアップしていけるか等、担当者会等で検討していく。 ④ 相談支援専門員の質にかなりばらつきがある。 ー回答ー 相談支援専門員は専門分野や経験が異なり、質にばらつきがでてしまうため、質の向上について地域全体で取り組むことが重要。足立区では、相談支援ネットワークを通じて、基幹相談支援センターと事業者が情報共有や事業所訪問を行い、質の向上に努めている。地域としては相談支援専門員の質が十分ではないと感じている部分もあり、改善を進めたいと考えている。 ケアマネジメント評価会議でも、相談支援についてとりあげるため、質の向上に向けた取り組みをすすめていく。 ⑤ 「短期入所や医療機関が見つからない場合、受入先を一緒に探す」とあるが、区外ではなく、区内で探してほしい。 ー回答ー 区内に受入先があるか、本人の状況等を踏まえ検討する。 【今後の改善点等】 必要な情報が関係機関に的確に伝わるよう、チラシの作成を進めるとともに、相談支援事業所への周知を図る。

(C) 【緊急時の受け入れ・対応】機能② 把握した緊急対応など支援が必要な障害者等からの緊急時の受け入れ先の確保	
目指している姿・目標	介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急時の受け入れ体制を構築する
課題	緊急受け入れの定義が不明確である、緊急時対応の現状と問題をあきらかにして、新たなフローを確立する必要がある 緊急時受け入れ・対応機関の情報共有や、受け入れ先の開拓・確保が必要 重点課題② 緊急時対応の現状、問題点、フロー作成検討 重点課題④ 拠点整備に必要な情報検討 ⇒ 緊急受け入れ先情報
令和5年度実施内容	
(1) 短期入所等リストの作成 (2) リストの活用・共有方法 (3) 受け入れ先情報 (4) 緊急時の初動体制の構築 (5) 事前把握、準備	
今後に向けて	評価及び今後の改善点
① <u>短期入所や日中活動、医療機関等と連携し、緊急受入体制の構築を進める。</u> ② <u>拠点等の機能を担う関係機関の拡充を検討する。</u> ③ <u>区長申立や措置等区として対応すべき事項を整理・迅速化</u> 緊急対応後、成年後見制度の利用が必要なケースがある。また、支援拒否、虐待・セルフネグレクト等の介入方法について検討していく必要がある。 ④ <u>緊急枠での短期入所や緊急保護の運用の課題を整理。(事故や物損対応を含む)</u> ⇒ 国のガイドブックで、「拠点コーディネーター」の役割（例示太字下線）等が示され、配置による加算等、報酬が整備された。「」内はガイドブック内の用語 足立区での役割分担を整理し、拠点コーディネーターの配置を検討していく。 ・「拠点コーディネーター」：区に1～2名。拠点のネットワークの運営や機能の充実等の総合調整、情報連携等 ・「連携担当者（緊急）」：拠点登録の短期入所や緊急保護等＝あだちの里「希望の苑」、 あいのわ「あかしあの杜」「ショーステイ谷中」 ・その他の短期入所等：拠点に登録はないが、協力を得られる受入機関、法人独自の取り組み含む ・基幹相談支援センター：障がい援護課基幹相談・権利擁護係、あしすと ・相談支援事業所 ・行政（障がい福祉課、障がい援護等）	【指摘事項等】 ① 短期入所以外に介護者派遣等、本人に合わせた対応が必要ではないか。 一回答一 短期入所だけでなく、介護者派遣の活用等を引き続き検討していく。 【今後の改善点等】 緊急対応に関する事例の集積を進めるとともに、対応の流れを整理し、マニュアルの見直しを行う。また、緊急時に迅速に対応できるよう、受け入れ先の新たな開拓を進める。

区分Ⅱ：地域生活への移行・継続の支援に関する機能

(d)【地域移行のニーズ把握】

入所施設・病院から地域生活への移行や地域生活の継続についてのニーズの把握

目指している姿・目標	地域移行及び地域生活のニーズに対応できる地域資源の確保と支援の質を高める
課題	地域移行及び地域生活を継続させるには、どのようなニーズと課題があるのか

令和5年度実施内容

- (1) 本人・家族の不安の解消
- (2) 経済
- (3) 施設
- (4) 住まい
- (5) 地域資源（しくみ・人材）
- (6) 本人の意向確認

今後に向けて	評価及び今後の改善点
① 地域移行の連携体制の構築 ② 障害者支援施設の地域移行等意向確認担当者や精神科病院の退院後生活環境相談員等の職員との連携 ③ 入所・入院中の対象者の意向確認 ④ 動機付け支援 ⑤ 地域生活への希望者への相談機関等の紹介 ⑥ グループホームの空き情報等の集約と提供の検討 ⇒ 国のガイドブックで、「拠点コーディネーター」の役割（例示太字下線）等が示され、配置による加算等、報酬が整備された。「」内はガイドブック内の用語 足立区での役割分担を整理し、拠点コーディネーターの配置を検討していく。 ・「拠点コーディネーター」：区に1～2名。拠点のネットワークの運営や機能の充実等の総合調整、情報連携等 ・地域移行コーディネーター（都） ・区内入所施設：希望の苑、あかしあのだ ・グループホーム・体験型・日中サービス支援型グループホーム ・基幹相談支援センター：障がい援護課基幹相談・権利擁護係、あしすと ・相談支援事業所（地域移行・地域定着）、自立生活援助 ・行政（障がい福祉課、障がい援護等） ・「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」ワーキング ・グループホームネットワーク会議	【指摘事項等】 ① 障がい者支援施設「かえで」では、地域移行の希望を強く持つ方は少ない。地域移行を進めていくことは重要であるが、長年施設で暮らしている方はそこが生活の場になっている。身体や知的、精神と障がいによって違いはあると思うが、他事業所の意向確認の状況等について知りたい。 一回答ー 希望の苑：地域移行について、自立訓練は2年の期限があるため取り組んでいるが、生活介護はまだ取り組めていない。なかなか受入先がないことや、足立区で生まれた方の区内にある施設での地域移行が、どこまで「地域」なのか。どう本人や家族の意向を汲み取っていくか、説明をしていくかが課題である。 「足立区が援護の実施者になっている区外の入所施設にいる方」と「区内の施設にいる方」の地域移行は分けて考える必要がある。担当者会等で地域移行について検討していく。 ② 入所施設では、日中活動の別施設の利用が認められていない点改善が必要ではないか。 【今後の改善点等】 地域移行に関する状況の把握と検討を拠点担当者会等で行い、地域移行の進捗状況や課題を共有・検討を行う。

(e)【体験の機会・場の確保】機能③ 地域移行及び地域生活のニーズを踏まえた体験宿泊等の実施	
目指している姿・目標	ニーズを踏まえ、グループホームの体験の機会・場を提供する
課題	各グループホームによる数日間の体験入居はあるが、月・年単位で継続して体験ができるグループホームは、足立区大谷田グループホームしかない
令和5年度実施内容	
(1) 体験機能を持つ地域資源の整理 (2) 地域移行等の連携パス (3) 体験の機会・場に関する情報の可視化	
今後に向けて	評価及び今後の改善点
① 地域生活の継続及び地域移行のための体験の場の確保 足立区での役割分担を整理し、拠点コーディネーターの配置を検討していく。 ・「拠点コーディネーター」：区に1～2名。拠点のネットワークの運営や機能の充実等の総合調整、情報連携等 ・地域移行コーディネーター（都） ・区内入所施設：希望の苑、あかしあのだ ・グループホーム・体験型・日中サービス支援型グループホーム ・基幹相談支援センター：障がい援護課基幹相談・権利擁護係、あしすと ・相談支援事業所（地域移行・地域定着）、自立生活援助 ・行政（障がい福祉課、障がい援護等） ・「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」ワーキング ・グループホームネットワーク会議	【指摘事項等】 ① 大谷田グループホームの周知は進んでいるが、3か月コース等、1か所しかないため倍率が高く利用できないのでは。 一回答ー 大谷田グループホーム：定員7名、短期2名。3か月毎に募集しており、回転がはやいので倍率はそれほど高くない。現在は区分5の方も利用している。次回は8月から募集、10月からの入所の枠があるので、ぜひ応募していただきたい。 ※面接の上、ご希望・特性や他者との兼ね合い等でお断りする場合もある。 ② 大谷田グループホームが大規模改修を予定している中、他の体験の場（通常のグループホームの体験利用以外の場など）も必要ではないか。 【今後の改善点等】 引き続き障がい援護係から案内を行う他、連携担当者（体験）による周知活動を行っていく。

区分Ⅲ：地域の支援体制に関する機能

（f）【専門的人材の確保・養成】機能④

専門性の確保に向けた取り組みの実施

目指している姿・目標	多様な障がいに対応できる体制の確保と人材の養成を行う
課題	福祉全般で人材不足が顕著で、ヘルパーの確保が緊急の課題となっている。強度行動障害、医療的ケア、ひきこもりその他、支援が困難なケースの対応を行える人材は？養成の仕組みはあるか？現状ある仕組みを可視化できないか

令和5年度実施内容

（1）サポート体制や人材育成の仕組みの構築

今後に向けて	評価及び今後の改善点
① 強度行動障害者への支援ニーズ把握と支援体制の整備 国が示す成果目標を踏まえ、令和8年度までに、ニーズ把握・体制整備として何をすべきか検討等取り組む。 ⇒ 令和6年度、強度行動障がいへの支援ニーズの今後の把握方法等を検討する。まずは、主要な事業所5～6箇所（生活介護、入所施設、行動支援、グループホーム等）に訪問し、ヒアリングを実施する。以後、ヒアリングを踏まえ、支援ニーズ把握と支援体制の整備に繋げる。	【指摘事項等】 ① 重度知的障害や強度行動障害を持つ方々の支援が難しく、適切なヘルパーや通所先が見つからないことが多い。また、足立区内には短期入所のベッド数は十分あるものの、重度の方を受け入れ可能な施設は少ない。拠点の機能を活用し、本当に必要な人にサービスが届く仕組みを考えていく必要がある。 ② 福祉業界に限らず人材の確保が課題となっている。魅力ある職場作りや意見交換をしながら、業界全体で対応していく必要がある。 【今後の改善点等】 強度行動障がいへの支援ニーズの把握方法等を検討するため、主要な事業所を訪問し、ヒアリングを実施する。以後、ヒアリングを踏まえ、支援ニーズ把握と支援体制の整備に繋げるための検討を行う。

（g）【地域の体制づくり】機能⑤

地域生活の安心の確保と地域生活への移行と継続を支援するための地域の体制づくりの実施

目指している姿・目標	地域生活支援拠点等の機能充実のために、地域自立支援協議会等で機能の検証・検討を行い、不足している機能や資源、課題を整理する。
課題	短期入所や居宅介護等のネットワーク構築が必要 重点課題① 拠点等担当者会議の開催 ⇒ 地域課題の抽出・共有

令和5年度実施内容

- （1）事例共有
（2）事例から
（3）必要な機能の整理

今後に向けて	評価及び今後の改善点
① 関係機関との日頃からの情報連携 ② 協議会への参画等を通じた連携体制の構築 ③ 地域体制強化共同加算（協議会への参画、連携体制の確保、協議会への文書報告） 地域生活支援拠点等機能強化加算（常勤専従CDの配置）等の算定要件を整理する。 ⇒ 国のガイドブックで、「拠点コーディネーター」の役割（例示太字下線）等が示され、配置による加算等、報酬が整備された。「」内はガイドブック内の用語 足立区での役割分担を整理し、拠点コーディネーターの配置を検討していく。 ・「拠点コーディネーター」：区に1～2名。拠点のネットワークの運営や機能の充実等の総合調整、情報連携等 ・基幹相談支援センター：障がい支援課基幹相談・権利擁護係、あしすと ・自立支援協議会 ・各種ネットワーク ・行政（障がい福祉課、障がい支援等）	【指摘事項等】 地域体制強化共同加算（協議会への参画、連携体制の確保、協議会への文書報告）や地域生活支援拠点等機能強化加算（常勤専従CDの配置）等の算定要件を整理していく。 【今後の改善点等】 拠点担当者会等で拠点コーディネーターの役割を検討し、ネットワークの運営や機能の充実等の総合調整、情報連携等の整理を行う。

運営状況

(h)【地域生活支援拠点等の運営状況】

地域住民に対する周知・広報ならびに関係機関との連携体制の構築

目指している姿・目標	拠点等の機能や役割が障がい者・家族・関係機関・区民等に周知され、拠点等事業所と区、その他関係機関との連携体制が構築できている
課題	区民等に対して拠点等の存在・役割をどのように周知していくか 事業所に対して、新たな拠点等事業所への登録要件や役割・機能をどのように説明していくか 足立区地域自立支援協議会と連携しどのような検証・評価を行っていくか

令和5年度実施内容

(1) 周知の方法

(2) 評価・検証

今後に向けて	評価及び今後の改善点
① 事業所向け（相談支援事業所、その他支援事業所）および本人・ご家族向けのチラシの作成を検討 ② 足立区地域生活支援拠点等のHPのリニューアル ⇒拠点コーディネーターやその他の役割を整理して発信する。	【指摘事項等】 ① 地域には多くの困っている方がいるが、法人の事業の範囲内のニーズは把握できるものの、それ以外は掴みにくく、地域の具体的なニーズを十分に把握できていない。地域生活支援拠点の活動を通じて、他の事業者と連携しながら、地域のニーズを理解し、自分たちがどう関わるべきかを模索し、地域の方々に貢献したいと考えている。 一回答ー 社会福祉法人が地域に貢献したいという強い意志を持っていることは、足立区の大きな強みである。拠点コーディネーターや事業所がこの意志を把握し、地域の不足しているニーズに応えるための働きかけができるようになることが重要である。 区としては「持続可能な事業所」になっていただきたい。 質を担保していくためには、教える人材やノウハウが必要である。小規模の事業者が撤退してしまうことがあるため、今後地域や各事業者が互いにwinwinな関係を作っていきたい。 例) 半田市ではショートステイの数が不足しており、特に18歳未満の子どもの緊急時の預け先が見つからないという課題がある。新たなショートステイ事業所の開設は難しいため、地域生活支援事業の居室を確保する事業として、余力のある放課後等デイサービスや児童発達支援事業所に働きかけを行っている。 ② 親なき後の中で地域生活拠点を考えた場合、多機能拠点型の整備や、既存の面的整備型の両方をハイブリッドで対応していくことが、障がいのある方が安心して暮らせる環境づくりにつながるのではないかな。 【今後の改善点等】 各種事業所のネットワークや家族会等、相談支援事業所以外の相談を仲介する機関等へも積極的に周知していくため、事業所向け（相談支援事業所、その他支援事業所）および本人・ご家族向けのチラシを作成する。

(ウ) 日中サービス支援型共同生活援助 事業の報告・評価

①社会福祉法人つくしの郷
ハーモニー竹の塚第3

②株式会社アニスピホールディングス
ビーハック日中支援型障がい者グループホーム
足立六町

令和7年2月20日

**令和6年度日中サービス支援型共同生活援助（グループホーム）事業
実施状況等報告書（抜粋）及び評価シート（自立支援協議会報告用）【案】**

評価対象期間：令和5年10月1日～令和6年9月30日

法人名	社会福祉法人つくしの郷		
事業所名	ハーモニー竹の塚第3		
所在地	足立区東六月町11-5		
ユニット数	2	ユニット名	ハーモニー竹の塚第3ユニット1
			ハーモニー竹の塚第3ユニット2
定員 ※ユニットが複数ある 場合は合計した値	グループホーム	13	名（ユニット1：5名 ユニット2：8名）
	短期入所	1	名
事業指定日	令和4年9月1日		

1 利用者の状況

（1）グループホーム入居者の状況

※ 前年10月（初年度は事業指定日）から当年9月末まで（この期間に退所した利用者も含む）

評価期間の 延べ利用者 数	性別	年齢	支援区分	障がい種別	生活介護等 日中活動先の有無	医療的 ケア	グループホーム 内での日中活動 支援の実績	評価期間の退所者 の人数と主な理由
15名	男性：10名 女性：5名	40歳未満：4名 40歳以上：7名 65歳以上：4名	4以下：2名 4：1名 5：6名 6：6名	身体：9名 知的：11名 精神：2名 ※重複あり	有：15名 無：0名	有：1名 無：14名	有：15名 無：0名	退所者数：2名 理由：病院で死亡

(2) 短期入所

① 利用者の状況

※ 前年10月(初年度は事業指定日)から当年9月末まで

定員が2名以上の場合は合計した数

	定員	利用申請件数	利用件数	利用者数	延べ 利用日数(A)	稼働日(B) (定員が2名以上の場 合は合計した日数)	稼働率 (延べ利用日数(A)÷稼働日 (B)×100)
合 計	1名	10件	8件	7名	134日	366日	36.6%

② 利用理由

介護者・家族による理由	件数	日数	利用者による理由	件数	日数
心身の負担軽減	件	日	生活リズムをつくる(取り戻す)	件	日
疲弊に伴う利用者の心身・体調の悪化防止	件	日	心身・体調の悪化	件	日
仕事	件	日	心身・体調の維持・改善	件	日
冠婚葬祭や旅行	件	日	体験	4件	8日
通院・急病や事故等	3件	31日	その他(自宅のバリアフリー改修工事)	1件	95日
その他	件	日			
介護者・家族による理由 合計	3件	31日	利用者による理由 合計	5件	103日
合計: 利用件数4件 延べ利用日数 134日 ①の利用件数と利用日数(A)とそれぞれ一致					

③ 申込対応状況等

(ア) 申込を受けたうち、希望日に空室がないため利用を断った件数

(複数の希望日があり何れかに対応した場合は除く)

2	件
---	---

(イ) 申込を受けたうち、空室がないこと以外の理由により利用をお断りした件数

	件
--	---

(ウ) (イ)でお断りした主な理由(複数ある場合は、それぞれご記載ください。)

--

2 事業実施状況等について

※ 「2 事業実施状況等について」と「4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者に係る評価シート」に重複する箇所がありますが、省略せずそれぞれに実際に取り組んだ内容等を欄の大きさに合わせてご記載ください。

(1) グループホームでの支援内容

※ 評価シート 評価項目(1)の①、(2)の③と関連

(1) ①

健康管理としてバイタルチェック、服薬管理、病院との連携。入浴は機械浴も含めて週3回以上。排泄は同性介助でオムツ・清拭の方にも対応。食事はホーム内で調理し食べやすい形状で提供。週末レクや季節行事を実施し利用者との良好な人間関係と話しやすい雰囲気を作っている。夜間は、複数の夜勤者（1名は女性）による巡回、時間排泄の対応、救急対応等。

(2) ③

ホーム職員による散歩、通院同行、買い物、週末外出レク等に加えて、移動支援や行動援護、通院等介助等の事業者と連携し、利用者意向を尊重しながら、外出機会が増えるように支援。映画館、レストラン、タクシーの予約も。希望があれば投票所への送迎を実施するなど様々な社会生活の支援に努めている。

(2) 権利擁護の取り組み

※ 利用者や家族等から、支援に関する要望を受けていた場合、どのような内容で、支援にどう反映したか（反映していく予定か）、あわせてご記載ください。

※ 評価シート 評価項目(1)の⑤と関連

利用者やご家族からの要望は、ユニットごとのリーダーが整理して、「支援手順書（マニュアル）」を作成し、ICT ツール等も活用し情報共有している。要望は、衣類洗剤の種類、食物アレルギー、音楽鑑賞用 DVD の使用法、服薬管理、金銭管理、携帯電話使用法、排便記録、郵便物の開封手順、紙おむつの種類、衣類の選択、居室の温度や湿度、入浴や洗髪の手順など多岐にわたる。今年度の取り組みとして、生命や健康、人格の尊厳に関わる要望についての反映を徹底する一方、共同生活での限られた人員による支援の制約上、反映できない要望もあること（シャンプーの好みなど）を説明している。他に、権利擁護の取り組みとしては、預り金の管理などは複数によるチェックを徹底している。

(3) 虐待防止の取り組み

※ 評価シート 評価項目(1)の⑤と関連

管理者は毎年の「東京都障害者虐待防止・権利擁護研修」を受講している。さらに管理者は毎月、法人の虐待防止・身体拘束適正委員会に参加し必要事項については職員に周知する。事故報告書の掲示はもちろん、ヒヤリハットについても ICT ツールを使い職員間で共有している。必要な支援での同性介助、異性支援者入室時のドア開放、預り金は複数で確認する、気になる言動等はただちに改善するとともに毎月の職員会議で共有している。虐待防止の意味もあり、プライバシーに配慮しながら、ホーム内共有スペースには一部カメラを設置している。

(4) 健康管理の取り組み

平日日中には職員として看護師を配置し、外部からの訪問看護事業所とともにバイタルを記録し、服薬管理、かかりつけ医や訪問診療との連携を図っている。誤薬を防ぐために、薬は職員（看護師）が整理、配置し、服薬は世話人が支援する。食事量、尿量、体温などのバイタル記録は ICT ツールに記録し共有している。入浴は機械浴も含めて週3回以上で多くの方は毎日入浴している。オムツの取り換え、清拭は夜間も含めて、できるかぎりすぐに対応している。他にリハビリ、歯科、美容等の訪問事業者とも連携し、清潔で健康な生活を送れるよう支援している。

(5) リスクマネジメントの取り組み

災害（火災、地震）の訓練は年2回実施。感染症や地震、水害に対するマニュアル、業務継続計画（BCP）は策定済み。ホーム内には毛布、水、食料、非常用発電機が備蓄されている。今年度、都の補助制度を利用した太陽光発電パネルと蓄電池の設置工事を予定しており、災害後の停電時にも一定の業務継続を図る。緊急時の参集要員として、都の借り上げ社宅支援制度を活用し、4名の職員がホームの近くに居住しており、災害のみならず、利用者の失踪時などに優先して業務に入る。また、利用者の失踪や第三者の侵入に備え、3箇所の出入口には防犯カメラを設置した。

(6) 地域や家族との連携・交流の取り組み

※ 評価シート 評価項目(1)の③、(2)の①と関連

ホーム見学は随時受け入れており、毎月2～3組が訪れる。他法人職員の研修も受け入れている。通勤や外出支援時にお会いする近隣の皆様とは、職員からの挨拶励行を心がけている。利用者の家族とは、個別支援計画時の面談や、書類（各種契約、税、手当、保険、通所先や病院等）のやりとりなどで毎月連絡を取っている。利用者家族は、ホームや居室を日常的に訪問しており、「手話」や「菓子作り」などの週末レクに家族も参加することもある。ホームの様子を写真でまとめた「便り」を家族にも送るなど、情報共有に努めている

(7) 医療的ケアへの対応

現在、医療的ケアは、バルーンカテーテルの利用者が1名だが、カテーテルの取り換えは訪問診療の医師が行っており、ホームの世話人はパックの尿を廃棄するのみである。現時点では、これ以上の医療的ケア（経管栄養、喀痰吸引、人工呼吸器、看取り等）が必要な方のホーム利用は想定していない。

(8) 人材確保・育成の取り組み

公的な補助制度を活用して、処遇改善手当、居住支援特別手当を支給。有給休暇や法人独自の休暇を含めた年間の休みを132日にするなど待遇改善に努めている。外部研修や資格取得のための受講時間は勤務扱いとし、受講料も法人が負担する。非常勤を含めた職員にキャリアパスを示し必要な能力や資格を明示している。職員面談により個々の事情や心情を把握することで、意欲をもって支援に取り組める体制を作っている。

(9) 運営の特色や工夫

知的・精神と身体との重複障がい者を支援するため機械浴（特にストレッチャー浴）、エレベーター等を設置。職員として正看護師を配置、外部の訪問看護や訪問診療と連携し健康管理面を強化。密度の濃い支援のため短期入所も含めた定員は14名で、他の日中サービス支援型よりも抑えている。地域の社会福祉法人の運営であり、他法人の障がい福祉事業所や医療機関も含めた地域連携によるチーム支援を目指している。

- 3 第三者評価及び地域連携推進会議の状況 直近の第三者評価、地域連携推進会議の実施日及び主な指摘事項・改善に向けた取り組み状況
- ※ 事業所開設当初及び第三者評価を受審しない年でも、事業所独自に利用者・家族から調査・アンケートを行うなどした場合、指摘事項・改善に向けた取り組み状況をご記載ください。

第三者評価は令和7年2月に実施予定。

「地域連携推進会議」は令和7年度の実施に向け、利用者家族、地域関係者など、5名程度の構成員を選中。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者に係る評価シート

評価項目	評価視点	【事業所記入欄】 具体的な内容	【足立区記入欄】 要望、助言、評価
(1) 適切な支援の提供	①昼夜を通じて、常時の支援体制が確保されているか 【条例 第百九十九条の三】 ・日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びに置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。	（日中の支援体制及び支援内容） 365 日 24 時間、複数の職員で対応できるよう職員体制を維持。平日日中には看護師を配置し訪問看護師とともにバイタル、服薬管理、病院との連携を図る。入浴は機械浴も含めて週 3 回以上。排泄は同性介助でオムツ・清拭の方にも対応。食事はホーム内で調理し食べやすい形状で提供。週末レクや季節行事も多く、利用者との良好な人間関係と話しやすい雰囲気を作っている。 （夜間の支援体制及び支援内容） 夜勤はユニットごとに配置（うち 1 名は女性）。夜間の巡回、時間排泄の対応、救急対応等にあたる。緊急時に参集する職員は都の借り上げ宿舎制度でホーム近隣に居住。	（足立区障がい者ケアマネジメント評価会議より） ① 実際に見学し、利用者と非常に丁寧に関わっていると感じた。 ② 看護師を平日、日中の職員として配置している点は素晴らしい。 ③ 日中に利用者がいない時間帯、看護師はどのような業務に従事しているのか。 ※ 事業所からの補足説明 平日の日中について、生活介護には 13 人が通所している（うち 1 人は障害者雇用）。週 5 回の通所者は少なく、週 3 回や週 2 回が多い。また、体調不良の方も多いため、その対応をしている。 ④ 今後の健康管理や医療的ケア対応に関する見通しについてお聞きしたい。 ※ 事業所からの補足説明 医ケア等、日中通所できないような重度の利用者ニーズが高いと認識しており、事業者としてそのニーズに応えなければならないが、医療的ケアの面で解決策が見つからない。看護師を配置していることで、リスク判断の面で受け入れが難しくなっているのが現状である。どのように対応していくかが課題である。 ⑤ 看護師は医療職としてリスク管理を行い、責任ある判断を下している。しかし、その判断を支える体制を構築することが重要である。地域の医療機関等と連携することで、より適切な対応が可能になるかもしれない。 （足立区地域自立支援協議会より）
	②利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者の意向に基づき、社会生活上必要な支援を適切に行っているか 【条例 第百九十九条の九】 ・日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者の意向に基づき、社会生活上必要な支援を適切に行わなければならない。	（利用者の意向をどのように汲み取り、どう支援にかしているか） 半年ごとの個別支援計画改定時の家族を含めた面談、日常的な相談と観察、勤務交代時のミーティングによる日々の情報共有で利用者意向の把握に努める。食事、排泄、バイタル数値等の利用者の状況や予定は ICT ツールにより全支援者間で共有している。	（足立区障がい者ケアマネジメント評価会議より） ① 現在の日中活動先を利用する方針は非常にありがたい。重度の方でも、週 2、3 日外に出てサービスを利用することは重要である。 （足立区地域自立支援協議会より）

	③他の障害福祉サービスの事業を行う者等との緊密な連携を図ることができるか 【条例 第百九十九条の九の2】 ・日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者について、特定相談支援事業を行う者又は他の障害福祉サービスの事業を行う者等との連絡調整に努めなければならない。	（他の障がい福祉サービス等事業所との連携内容）生活介護等の日中通所先との日々の連携、移動支援や行動援護等の外出支援者との日程調整に加えて、定期的に計画相談と連絡を取っている。必要に応じ複数の事業者が集まるカンファレンスも実施。また施設入所支援事業所や他の共同生活援助事業所とも情報共有を図っている。	（足立区障がい者ケアマネジメント評価会議より）特に意見なし。 （足立区地域自立支援協議会より）
	④利用者負担により、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護及び家事等の援助を受けさせていないか 【条例 第百九十九条の八】 ・日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、当該利用者の負担により、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護及び家事等（日中サービス支援型指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。）の援助を受けさせてはならない。	（利用者負担によるサービス提供状況・当該事業所の職員以外による介護又は家事等の有無等） 該当する事例は無い。	
	⑤権利擁護・虐待防止への取組について	管理者は「東京都障害者虐待防止・権利擁護研修」を受講。毎月の法人虐待防止・身体拘束適正委員会に参加し必要事項については職員に周知。事故報告書の揭示はもちろん、ヒヤリハットについても ICT ツールを使い職員間で共有。異性支援者入室時のドア開放、預り金は複数で確認する、気になる言動等はただちに改善するとともに毎月の職員会議で共有している。虐待防止のためホーム内共有スペースにカメラを設置。	（足立区障がい者ケアマネジメント評価会議より）特に意見なし。 （足立区地域自立支援協議会より）

(2) 地域に開かれたサービス提供	①利用者家族及び地域住民との交流機会が確保されているか 【条例 第百九十九条の六】 ・日中サービス支援型指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族及び地域住民との交流の機会が確保される地域にあって、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設又は病院の敷地外に設けなければならない。 【条例 第百九十九条の九の4】 ・日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会の確保に努めなければならない。	（地域との交流 地域連携推進会議含む）ホームの見学は随時受け入れており、ほぼ毎月2～3組が訪れる。他法人職員の研修も受け入れている。通勤や外出支援時にお会いする近隣の皆様とは、職員からの挨拶励行を心がけている。令和7年度からの「地域連携推進会議」についても、現在準備中。 （利用者家族との交流）個別支援計画時の面談や、書類（各種契約、税、手当、保険、通所先や病院等）のやりとりなどで、利用者家族とは頻りに連絡を取っている。利用者家族は、ホームや居室を日常的に訪問している。「手話」や「菓子作り」などの週末レクに利用者家族が参加することもある。ホームの「便り」を毎月、家族にも送るなど、情報共有に努めている。	（足立区障がい者ケアマネジメント評価会議より） ① 地域との連携により、地域自体が新たな豊かさや多様性を取り入れ、より開かれたものになることが期待される。今後どのように地域に開かれ、利用者や地域にとってどのようなプラスとなるのか、今後の見通しについてお考えをお聞きたい。 ※ 事業所からの補足説明 日中サービス支援型 GH は、24 時間 365 日サービスを提供しており、外出しない運営も可能であるが、当施設は地域に開かれた運営を心がけている。 例えば、夜間に大きな声を出す利用者がおり、そのことが原因で苦情が発生したが、これに対して防音対策を施し、さらにその方が朝晩散歩し、顔がみえる関係づくりを意識したところ、地域の理解が得られ、苦情もなくなった。 地域連携推進会議などを通じて地域とのつながりを強化することが重要であり、今後も地域の理解を深め、愛される施設として運営していきたいと考えている。 （足立区地域自立支援協議会より）
---------------------------------	--	---	--

②短期入所において、地域で生活する障がい者の緊急一時的な支援等に応じることができるか 【条例 第百九十九条の七】 ・日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業のほか、指定短期入所（併設事業所又は単独型事業所に係るものに限る。）の事業を行うものとする。	（短期入所受入れの基準・方針等） 希望者は原則として受け入れている。空室が続く場合、計画相談や関係各署に案内DMを送付するなど稼働率の向上につとめている。ただし事故防止の観点から①（緊急時を除き）必ず事前の面談・見学をお願いしている②その際には障がい特性、支援方法、アレルギーや医療面、金銭面、緊急連絡先等をお聞きしている。 （支援内容） 利用者の意向を尊重の上、食事、排泄、機械浴を含めた入浴、服薬管理、洗濯、居室清掃、金銭管理、テレビ、Wi-Fi、買い物、散歩、話し相手等。	（足立区障がい者ケアマネジメント評価会議より） ① 単独型ショートは今後進めるべき重要な政策である。事業所間で採算が合う運営方法を共有してもらえるとありがたい。また、請求に漏れやミスがある可能性もあるため、ご確認いただきたい。 （足立区地域自立支援協議会より）
③利用者が充実した地域生活を送るため、外出や余暇活動等の社会生活上の支援に努めているか	（外出や余暇活動等の支援内容） ホーム職員による散歩、通院同行、買い物、週末外出レク等に加えて、移動支援や行動援護、通院等介助等の事業者と連携し、利用者意向を尊重しながら、外出機会が増えるように支援している。映画館、レストラン、タクシーも予約する。希望があれば投票所への送迎を実施するなど様々な社会生活の支援に努めている。	（足立区障がい者ケアマネジメント評価会議より） 特に意見なし。 （足立区地域自立支援協議会より）

※ 条例：東京都指定障害福祉サービスの事業所等の人数、設備及び運営の基準に関する条例

(3) その他	足立区障がい者ケアマネジメント評価会議・足立区地域自立支援協議会より出された、その他の要望・助言・評価・質問等 （足立区障がい者ケアマネジメント評価会議より） ① 利用者一人一人を大切に考えている GH であると感じた。利用可能な制度や資源を積極的に活用し、法人として経営面でのゆとりを確保し、支援体制を整えることが、最終的に利用者にとって良い影響を与えるのではないと思う。 ② 日中活動先を利用すると減算などがあり、運営面での厳しさがあると思われる。これに対して、今後の運営を持続可能にし、他の法人が追随できるような対策を考えているか。 ※ 事業所からの補足説明： 重度障害者支援加算を取得すること、移動支援や訪問看護等、外部との連携を深めていくことが重要である。 ③ ほとんどの利用者が日中活動先を利用しているのであれば、日中サービス支援型 GH ではなく介護包括型等の GH にする選択肢はないか。 法人内で介護包括型などの GH を作る機会があれば、ぜひ検討していただきたい。 ※ 事業所からの補足説明： 日中サービス支援型 GH は、入所施設と比べてスペースが狭いため、グループホーム内にいるよりも日中活動先を利用した方が、その人にとってより幸せになると考えている。日中はできるだけ外に出ていただく方針を今後も続けていくつもりである。また、その方の生活にとっては、複数の法人が関わる方がより良いと考えているが、経営的には非常に難しい問題である。 ④ 重度の方を対象としているが、制度が想定しているほど重度の方が入居していない現状があるのではないか。今後、より重度の方からの入居希望があった場合、ぜひ受け入れを検討していただける方向でご対応いただければありがたい。 ※ 事業所からの補足説明 日中活動先を利用できない重度の方を受け入れるとなると、何らかの医療的ケアが必要な場合が多い。そのため、受け入れ体制をどう整えていくかが重要な課題となっている。 ⑤ 区内のより重度の方々が入居を希望された場合、現状では区内 2 つの日中支援型 GH 以外に受け入れの選択肢がないと考えられる。そのため、そうしたニーズが GH 側に適切に伝わる仕組みづくりを検討していく必要がある。 （足立区地域自立支援協議会より）
-----------------------	--

足立区障がい者ケアマネジメント評価会議・足立区地域自立支援協議会からの要望等まとめ

前回の要望等	前回の要望等への対応	今年度の要望等
1 【利用者の希望と特性等に応じた日中活動・プログラムのさらなる充実】 現状は、他の事業所の日中活動先に通っている利用者が多いとのことだが、日中活動先に通所せずグループホーム内で過ごす際は、たとえば既に行っているグループホーム近隣にある農園の畑作業の活動内容を広げるなど、貴事業所での支援プログラムのさらなる充実を検討していただきたい。	週末ごとに活動内容を少しずつ増加させており、近隣にある生物園への外出や季節に応じた活動を毎週実施している。	活動内容が着実に増え、利用者にとって新たな体験を提供しており、地域の環境を活かした活動が評価される。 今後、季節ごとの活動内容の充実をさらに進め、利用者の個別の希望や特性に応じたプログラムのバリエーションを増やすこと。特に、グループホーム内で過ごす時間の質を高める活動を増加させ、より多くの利用者が満足できるようなプログラムを検討していただきたい。
2 【短期入所の受け入れを通じた障がい者の地域生活への貢献】 事業所の新規開設時には利用者への丁寧な支援を優先したため短期入所の受け入れが難しかったとうかがった。しかし開設から1年以上経過し、グループホームの定員まで利用者を受け入れている現状から、短期入所についても、他の事業所では受け入れが難しい重度の障がい者や、体験の機会を必要とする入所施設利用者の積極的な受け入れを是非ともお願いしたい。	直近の R6. 9 月の稼働率は約 80%であった。年間を通すと稼働率は 3 割程度であるが、着実に上がってきている。	短期入所の受け入れ稼働率が着実に向上しており、利用者への支援が進んでいる。 引き続き受け入れ体制を強化し、特に重度障がい者や体験の機会を希望する利用者への受け入れ拡大を図っていただきたい。
3 【「日中サービス支援型」ならではの機能・支援体制に適合した利用者の受け入れ】 区、相談支援事業所、日中活動系サービス事業所、東京都地域移行促進コーディネート事業の担当者、ほか地域の関係機関との連携を進め、「日中サービス支援型共同生活援助」の機能である相談、日常生活上の家事援助や入浴等の介護サービスなど利用者支援の充実を図られたい。また、区のグループホームネットワーク会議へ積極的に参加し、区内にあるグループホームが重度障がい者を受け入れる体制を構築できるよう他のグループホーム事業者に対して相談・助言を行うなど、リーダー的な役割を担って欲しい。	東京都地域移行促進コーディネート事業を活用し、地域移行・地域定着に向けた専門的な指導・助言を受けることができた。 しかし、今年度、区のグループホームネットワーク会議への参加ができていないため、今後は積極的に参加していきたい。	専門的な指導や助言を受け、支援体制の充実が進んでいるが、区のグループホームネットワーク会議への参加ができていない。 今後は、区のグループホームネットワーク会議に積極的に参加し、他の事業所と連携を深めることで、地域全体の障がい者支援体制の向上をリードしていただきたい。また、地域移行の取り組みをさらに推進し、地域での生活支援の充実に向けた活動を強化していただきたい。

令和7年2月20日

**令和6年度日中サービス支援型共同生活援助（グループホーム）事業
実施状況等報告書（抜粋）及び評価シート（自立支援協議会報告用）【案】**

評価対象期間：令和5年12月1日～令和6年9月30日

法人名	株式会社アニスピホールディングス		
事業所名	ビーハック日中支援型障がい者グループホーム足立六町		
所在地	東京都足立区六町1-8-18		
ユニット数	2	ユニット名	Aユニット
			Bユニット
定員 ※ユニットが複数ある 場合は合計した値	グループホーム	20	名（Aユニット：10名 Bユニット：10名）
	短期入所	2	名
事業指定日	令和5年12月1日		

1 利用者の状況

（1）グループホーム入居者の状況

※ 前年10月（初年度は事業指定日）から当年9月末まで（この期間に退所した利用者も含む）

評価期間の 延べ利用者 数	性別	年齢	支援区分	障がい種別	生活介護等 日中活動先の有無	医療的 ケア	グループホーム 内での日中活動 支援の実績	評価期間の退所者 の人数と主な理由
23名	男性：12名 女性：11名	40歳未満：9名 40歳以上：14名 65歳以上：0名	4以下：3名 4：6名 5：8名 6：6名	身体：2名 知的：18名 精神：4名 ※重複あり	有：13名 無：10名	有：0名 無：23名	有：20名 無：3名	退所者数：3名 理由：介護包括型 GHへの移行等

(2) 短期入所

① 利用者の状況

※ 前年10月(初年度は事業指定日)から当年9月末まで

定員が2名以上の場合は合計した数

	定員	利用申請件数	利用件数	利用者数	延べ 利用日数(A)	稼働日(B) (定員が2名以上の場 合は合計した日数)	稼働率 (延べ利用日数(A)÷稼働日 (B)×100)
合 計	2名	2件	2件	1名	3日	305日	0.98%

② 利用理由

介護者・家族による理由	件数	日数	利用者による理由	件数	日数
心身の負担軽減	1件	2日	生活リズムをつくる(取り戻す)	件	日
疲弊に伴う利用者の心身・体調の悪化防止	件	日	心身・体調の悪化	件	日
仕事	1件	1日	心身・体調の維持・改善	件	日
冠婚葬祭や旅行	件	日	体験	件	日
通院・急病や事故等	件	日	その他	件	日
その他 ※	件	日	生活リズムをつくる(取り戻す)	件	日
介護者・家族による理由 合計	2件	3日	利用者による理由 合計	0件	0日
合計: 利用件数2件 延べ利用日数 3日 ①の利用件数と利用日数(A)とそれぞれ一致					

③ 申込対応状況等

(ア) 申込を受けたうち、希望日に空室がないため利用を断った件数

(複数の希望日があり何れかに対応した場合は除く)

0	件
---	---

(イ) 申込を受けたうち、空室がないこと以外の理由により利用をお断りした件数

0	件
---	---

(ウ) (イ)でお断りした主な理由(複数ある場合は、それぞれご記載ください。)

無し

2 事業実施状況等について

※ 「2 事業実施状況等について」と「4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者に係る評価シート」に重複する箇所がありますが、省略せずそれぞれに実際に取り組んだ内容等を欄の大きさに合わせてご記載ください。

(1) グループホームでの支援内容

※ 評価シート 評価項目(1)の①、(2)の③と関連

おむつ替え
入浴支援
洗濯支援
居室掃除支援
整容支援
体位交換

(2) 権利擁護の取り組み

※ 利用者や家族等から、支援に関する要望を受けていた場合、どのような内容で、支援にどう反映したか（反映していく予定か）、あわせてご記載ください。

※ 評価シート 評価項目(1)の⑤と関連

権利擁護委員会の開催 年1回
支援に関する要望を受けた場合の関係者連携会議の開催
ご利用者様、ご家族を含めた支援内容の見直し及び検討
スタッフへの周知
ご利用者様、ご家族へのフィードバック

(3) 虐待防止の取り組み

※ 評価シート 評価項目(1)の⑤と関連

虐待防止・権利擁護委員会の開催 年1回
虐待防止・権利擁護研修開催 年1回及び 新人スタッフ入職時に実施
スタッフチェックリスト記載

(4) 健康管理の取り組み

バイタルチェック（毎日）
食事管理 （カロリー 栄養素 食事量）
BMI 値測定機器の導入
訪看 医療連携機関との情報共有

(5) リスクマネジメントの取り組み

リスクマネジメント研修開催（管理者 サビ管）年1回
マニュアル作成

(6) 地域や家族との連携・交流の取り組み

※ 評価シート 評価項目(1)の③、(2)の①と関連

生活介護先等とのイベント等の共有
近隣 お祭りやイベントへの参加
ご家族との適時の打ち合わせ 連絡の実施

(7) 医療的ケアへの対応

現在医療ケア対応 内科、歯科往診対応等の実施
訪看 医療連携期間との共有

(8) 人材確保・育成の取り組み

HP や採用媒体への掲載
足立区 福祉人材斡旋への登録
適時の研修開催

(9) 運営の特色や工夫

イベントの開催や月次のイベント装飾などの実施
関係機関との交流イベント
夜間支援型介護包括 GH との交流

- 3 第三者評価及び地域連携推進会議の状況 直近の第三者評価、地域連携推進会議の実施日及び主な指摘事項・改善に向けた取り組み状況
※ 事業所開設当初及び第三者評価を受審しない年でも、事業所独自に利用者・家族から調査・アンケートを行うなどした場合、指摘事項・改善に向けた取り組み状況をご記載ください。

第三者評価実施予定
社内 運営指導模擬実施を年1回開催
随時 ご家族 関係者との情報共有

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者に係る評価シート

評価項目	評価視点	【事業所記入欄】 具体的な内容	【足立区記入欄】 要望、助言、評価
(1) 適切な支援の提供	①昼夜を通じて、常時の支援体制が確保されているか 【条例 第百九十九条の三】 ・日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びに置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。	（日中の支援体制及び支援内容） 2～3名のスタッフ配置 生活介護や就労との連携 随時 各関係機関との情報共有 ご利用者様とのコミュニケーション重視 相談いただける環境作り 食事 排泄介助の整備 （夜間の支援体制及び支援内容） 2～3名のスタッフ配置 定期巡視 支援計画に基づく声掛け 入浴 排泄介助の整備	（足立区障がい者ケアマネジメント評価会議より） ① 以前、身体障がいの方は受け入れていないと伺ったが、現在は受け入れているのか。 ※ 事業所からの補足説明 基本的に知的障がいの方と身体障がいの方のみを受け入れている。現在、身体障がいの方も多数在籍している。 （足立区地域自立支援協議会より）
	②利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者の意向に基づき、社会生活上必要な支援を適切に行っているか 【条例 第百九十九条の九】 ・日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者の意向に基づき、社会生活上必要な支援を適切に行わなければならない。	（利用者の意向をどのように汲み取り、どう支援にいかしているか） ご利用者様会議の実施 随時のご家族 関係者との情報共有 定期 モニタリングの実施	（足立区障がい者ケアマネジメント評価会議より） ① 日中活動先を利用していない利用者の日中の過ごし方についてお聞きしたい。 ※ 事業所からの補足説明 訪問看護による入浴支援、理学療法士によるリハビリの実施、その他オムツ替え、トイレ誘導、近隣の散歩等を行っている。 ② グループホーム内の日中活動について、利用者から好評であった事例があればお聞きしたい。 ※ 事業所からの補足説明 季節のイベント（ハロウィンパーティー等）が好評であり、スタッフが季節のディスプレイを作成するなど、スタッフが楽しんで準備を進め、イベントを盛り上げている。また、スタッフの楽しさが利用者にも伝わり、楽しい雰囲気生まれている。 （足立区地域自立支援協議会より）
	③他の障害福祉サービスの事業を行う者等との緊密な連携を図ることができるか 【条例 第百九十九条の九の2】 ・日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者について、特定相談支援事業を行う者又は他の障害福祉サービスの事業を行う者等との連絡調整に努めなければならない。	（他の障がい福祉サービス等事業所との連携内容） 生活介護 就労等と随時の情報共有 関係者会議の実施 夜間支援介護包括との連携会議の実施	（足立区障がい者ケアマネジメント評価会議より） ① 調剤薬局との連携について詳しくお聞きしたい。 ※ 事業所からの補足説明 薬の調剤について、訪問看護、調剤薬局、往診の医師など複数の窓口があり、服薬事故や報告漏れ、引き継ぎ時にミスが発生しやすい状況があった。 現在は、管理者と社員が1つの調剤薬局と提携し、薬の確認と提供を一括管理することで、窓口の一本化によりミスの発生を減少させている。 （足立区地域自立支援協議会より）

	④利用者負担により、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護及び家事等の援助を受けさせていないか 【条例 第百九十九条の八】 ・日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、当該利用者の負担により、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護及び家事等（日中サービス支援型指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。）の援助を受けさせてはならない。	（利用者負担によるサービス提供状況・当該事業所の職員以外による介護又は家事等の有無等） 条例に基づく法令順守の共有	（足立区障がい者ケアマネジメント評価会議より） 特に意見なし。 （足立区地域自立支援協議会より）
	③ 権利擁護・虐待防止への取組について	委員会の開催 年 1 回 研修の実施 年 1 回及び 新規入職時随時	（足立区障がい者ケアマネジメント評価会議より） 特に意見なし。 （足立区地域自立支援協議会より）

(2) 地域に開かれたサービス提供	①利用者家族及び地域住民との交流機会が確保されているか 【条例 第百九十九条の六】 ・日中サービス支援型指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族及び地域住民との交流の機会が確保される地域にあって、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設又は病院の敷地外に設けなければならない。 【条例 第百九十九条の九の 4】 ・日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会の確保に努めなければならない。	（地域との交流 地域連携推進会議含む） GH 協議会等への情報共有 随時の関係者会議 地域及び通所先との交流 （利用者家族との交流） 随時のご家族 ご利用者様会議の実施 見学会等の開催	（足立区障がい者ケアマネジメント評価会議より） 特に意見なし。 （足立区地域自立支援協議会より）
---------------------------------	---	--	--

②短期入所において、地域で生活する障がい者の緊急一時的な支援等に応じることができるか 【条例 第百九十九条の七】 ・日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業のほか、指定短期入所（併設事業所又は単独型事業所に係るものに限る。）の事業を行うものとする。	（短期入所受け入れの基準・方針等） 短期入所 運営規定 重要事項説明 ルール整備 （支援内容） 入居者様と同等の支援	（足立区障がい者ケアマネジメント評価会議より） ① 短期入所との利用者状況について、昨年12月から今年の9月末までで1名、3日間の利用のみであったのか。 ※ 事業所からの補足説明 その通りである。今年の10月に入ってから問い合わせは増えているが、実際の利用はまだ少ない状況である。 ② 短期入所に関する問い合わせが増えているとのことであり、利用ニーズがあると考えられるが、受け入れをどのように進めていくか、また、どのように受け入れを広げて利用促進を図っていくか、今後の見通しについてお聞きたい。 ※ 事業所からの補足説明 問い合わせは児童の受入が最も多く、児童のニーズが高いと実感している。しかし、現在の利用者は全員大人であり、その方々との関係性も考慮する必要があり、児童の受入が難しい部分もある。 短期入所 2 部屋の有効活用と現在の利用者、スタッフとの調整が課題である。 ③ グループホームの人員確保も厳しく、緊急の受け入れには対応しづらい状況であるとうかがった。一方で、計画的かつ定期的な利用など、レスパイト利用等の受入は考えられののではないかと。急な受け入れではなく、まずは定期的な利用受入を進めていただきたい。 ※ 事業所からの補足説明 積極的に検討していきたい。 ④ 短期入所の受入情報が伝わってこない。もっと情報発信をしてほしい。 （足立区地域自立支援協議会より）
③利用者が充実した地域生活を送るため、外出や余暇活動等の社会生活上の支援に努めているか	（外出や余暇活動等の支援内容） 地域イベント及び 生活介護 就労先との積極的な交流	（足立区障がい者ケアマネジメント評価会議より） 特に意見なし。 （足立区地域自立支援協議会より）

※ 条例：東京都指定障害福祉サービスの事業所等の人数、設備及び運営の基準に関する条例

(3) その他	足立区障がい者ケアマネジメント評価会議・足立区地域自立支援協議会より出された、その他の要望・助言・評価・質問等 (足立区障がい者ケアマネジメント評価会議より) ① 足立区の「グループホームネットワーク会議」に参加しているか。 ※ 事業所からの補足説明 参加できていない。今後は積極的に連絡会や協議会等に参加していきたい。 ② 以前、自立支援協議会で開設報告があった際、令和5年8月頃にオープン予定と聞いていたが、令和5年12月までオープンがずれ込んだ理由は何か。 ※ 事業所からの補足説明 建物の改修など、指定申請に時間がかかり、オープンが遅れた。入居予定者にはオープンまで数ヶ月待ってもらうことになった。 ③ 1年運営してみても課題感はあるか。 ※ 事業所からの補足説明 人員不足が課題である。経験者を採用したいが、適切な人材かどうかは分からない。 人手不足のため、研修や即戦力としての人材育成が重要と感じており、適切な人員配置を行い、スケールメリットを活かした運営を考えている。 働きがいのある環境を整え、新陳代謝が可能なGHを作ることが目標である。 ④ 短期間で退所されてる方が3名いるが、退所の理由はなにか。 ※ 事業所からの補足説明 1人目：区分3で自立度が高く、本人の希望で法人内の介護包括型GHに移動した。 2人目：精神障がいのみで区分3、実家で暮らしたいとの希望があり退所。 3人目：本人の希望で法人内の以前入居していたGHに戻った。 (足立区地域自立支援協議会より)
---------	--

足立区障がい者ケアマネジメント評価会議・足立区地域自立支援協議会からの要望等まとめ（令和 6 年度評価）

1【利用者の希望と特性等に応じた日中活動・プログラムの充実】

現在、他の事業所の日中活動先に通所していない利用者が約半数いるとのことである。日中活動先に通所せず、グループホーム内で過ごす場合には、貴事業所での支援プログラムをさらに充実させることを検討してほしい。

2【短期入所受け入れ体制の強化】

短期入所に関する問い合わせは多数あるが、グループホームの体制（人員等）により、緊急的な受け入れが難しいとのことである。レスパイト等の定期的な利用から受け入れを開始していただきたい。

3【足立区グループホームネットワーク会議等への参画】

他区の協議会に参加しているとのことを伺っているため、足立区のグループホームネットワーク会議にも積極的に参加し、意見やアイデア、提案を発信してほしい。また、区内のグループホームが重度障がい者を受け入れる体制を整備できるよう、他のグループホーム事業者に対して相談や助言を行っていただきたい。

4【持続可能な支援体制の確保】

運営法人の組織が変更となるとのことだが、職員および利用者は変わらず引き継がれるとうかがっている。今後も利用者への支援が途切れることなく、安定的に提供されることが重要である。そのため、利用者に影響がないよう、スムーズな支援の継続をお願いしたい。特に、支援内容やサービスの質が維持されるよう、法人変更に伴う適切な引継ぎと職員間の連携強化を図ってほしい。